

＜標準様式第 3-1＞ 行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集の公示（募集要項）

令和 7 年 2 月 1 0 日

令和 6 年度第 1 回「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 53 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度第 1 回「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

国立大学法人九州大学

1. 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づいて、国立大学法人九州大学が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、国立大学法人九州大学ホームページの「個人情報ファイル簿一覧」の記録項目を確認してください。

【参考】次の（1）から（3）までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- （1） 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 1 号）。
- （2） 個人情報ファイルに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関情報公開法」という。）又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）による開示請求（情報公開請求）があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）

- ② 行政機関情報公開法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項又は独立行政法人等情報公開法第 14 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

3. 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 113 条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑤ 法第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

（注）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4. 募集期間

2025 年 2 月 13 日（木）から 2025 年 3 月 19 日（水）午後 5 時まで

5. 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

○ 提案書類

① 提案書

☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（注 1）

② 添付書類

- ☐ 誓約書（上記 3. の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）
- ☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
- ☐ 提案をする者の本人確認書類（注 2）
- ☐ その他本学が必要と認める書類
- ☐ 委任状（代理人の権限を証する書面）（注 3）

（注 1）法第 118 条第 1 項の規定に基づき、既作成の行政機関等匿名加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出してください。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

（注 2）提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前 6 か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

（注 3）代理人による提案をする場合に限りします。

（2） 提案書類の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

① 持参（注 1）又は郵送・信書便（注 2）による場合

提案書類 2 部を提出してください。

（注 1）持参による場合は、平日の午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（年末年始を除く。）

（注 2）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

② オンラインによる場合

画面上に表記される手順に沿って提出してください。

（注）締切日当日必着です。

○ 提案書類の提出先

〒819-0395 福岡市西区元岡 7 4 4

国立大学法人九州大学総務部総務課（法人文書監理室）

TEL : 092-802-2129 E-mail : joho-kokai@jimu.kyushu-u.ac.jp

6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第 113 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第 62 条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する規則別記様式第 10「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書 2 通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、規則別記様式第 11「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 本学からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 本学が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は本学に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10. 提案に関する連絡先

提案の手続等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 提案に関する連絡先

国立大学法人九州大学総務部総務課（法人文書監理室）

電 話 : 092-802-2129

電子メール : joho-kokai@jimu.kyushu-u.ac.jp

＜標準様式第 3－2＞ 委任状（代理人の権限を証する書面）

委任状

受任者 郵便番号
（ふりがな）
住所又は居所
（ふりがな）
氏 名
連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 112 条第 1 項・第 118 条第 1 項前段・第 118 条第 1 項後段、第 115 条及び第 119 条の規定による
手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 郵便番号
（ふりがな）
氏 名
（ふりがな）
住所又は居所
連絡先

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

＜標準様式第 3－3＞ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

一 行政機関等匿名加工情報の作成に用いる個人情報ファイルの名称

二 作成する行政機関等匿名加工情報の名称

三 手数料等の額

円

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 115 条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する（行政機関の長等）

（甲）と（行政機関等匿名加工情報を事業に利用しようとする者の名称）（乙）とは、行政機関等匿名加工情報の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名の上、各自一通を保有する。

年 月 日

（甲） 住 所
名 称
代表者氏名

（乙） 住 所
氏 名（名称）
代表者氏名

(定義)

第 1 条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本行政機関等匿名加工情報」とは、本契約に基づいて甲が作成し、乙がその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報であって、別紙 1【行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙 2 に定めるものをいう。

(契約期間)

第 2 条 本契約の契約期間は、契約締結の日から第 5 条第 1 項に規定する本行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(本行政機関等匿名加工情報の作成及び提供)

第 3 条 甲は、別紙 1 に定める仕様による本行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。

- 2 甲は、本行政機関等匿名加工情報の作成を完了したときは、別紙 1【行政機関等匿名加工情報の提供方法】に定める方法により、乙に対して本行政機関等匿名加工情報を提供するものとする。
- 3 前項の規定により、乙が甲から本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から別紙 1【行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第 4 条 乙は、本行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、当該検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題等を発見したときは、直ちに甲に対してその旨を報告しなければならない。

- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して 14 日以内に、甲に対し、理由を明示して本行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、●年●月●日から○年○月○日までの間、本行政機関等匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。

2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。

3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。

一 本行政機関等匿名加工情報に関する著作権は甲に帰属すること

二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本行政機関等匿名加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

（受領者の義務）

第6条 乙は、第3条第2項の規定により本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から、本行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

2 乙は、本行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。

3 乙は、本行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、本人を識別するために本行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 乙は、本行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、法第113条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。

2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

一 開示された時点で、既に公知となっている情報

二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報

三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報

四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。
- 4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

(契約終了後の措置等)

第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。

- 2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報を読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務付けられている場合はこの限りでない。
- 4 甲は、乙に対し、前項に従って本行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。
- 5 乙は、本契約が終了した後も、本行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(甲による契約解除)

第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき。
- 二 乙が本契約の締結に当たって、甲に対して虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき。
- 三 乙が法第113条（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）における法の委任規定を含む。）に掲げる欠格事由に該当することとなったとき。
- 四 乙に重大な契約違反行為があったとき。

- 2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本行政機関等匿名加工情報に関する手数料等は返還しない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 10 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人その他の団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第 11 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（損害賠償）

第 12 条 甲は、前二条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

- 2 乙は、甲が前二条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 13 条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 14 条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

(免責)

第 15 条 甲は、乙が本行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

2 甲は、乙による本行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第 16 条 本契約の解釈及び適用に当たっては日本法が適用される。

(管轄)

第 17 条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の福岡地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 18 条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、双方誠意をもって協議し、決定する。

(存続条項)

第 19 条 本契約が終了した後も、第 6 条から第 8 条まで、第 12 条、第 13 条及び第 15 条から第 18 条までについては有効に存続するものとする。

(別紙1)

1. 行政機関等匿名加工情報の詳細

- (1) 作成に用いる個人情報ファイルの名称
- (2) 行政機関等匿名加工情報の名称
- (3) 行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（データ量）
- (4) 行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容（下表のとおり。）

記録項目	情報の内容

2. 行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙2)

行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件

- ・ 提供された行政機関等匿名加工情報について、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- ・ 提供された行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- ・ 提供された行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- ・ 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- ・ その他、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し甲の指示に従うこと。

＜標準様式第 3－4＞ 記載事項変更申出書

年 月 日

記載事項変更申出書

（行政機関の長等） 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡の取れる電話番号及び電子メールア
ドレスを記載すること。担当部署等がある
場合は、当該担当部署名及び担当者を記載
すること。）

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提
案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」
について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し出ます。

1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考

2. 変更事項に係る添付書類名

記載要領

1. 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。

2. 行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）に変更が生じた場合、当該取扱従事者の氏名、所属部署、連絡先等を「備考欄」に記載すること。
3. 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考欄」に記載すること。
4. 上記 1. の「変更内容」欄に記載する場合に煩雑となるときは、別紙とすること。
5. 上記 2. の「変更に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

＜標準様式第 3－5＞ 作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

一 作成された行政機関等匿名加工情報に係る個人情報ファイルの名称

二 利用する行政機関等匿名加工情報の名称

三 手数料等の額

円

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 118 条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する者（行政機関の長等）（甲）と（作成された行政機関等匿名加工情報を事業に利用する者の名称）（乙）とは、法第 117 条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報（以下「作成済行政機関等匿名加工情報」という。）の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名の上各自一通を保有する。

年 月 日

（甲） 住 所
名 称
代表者氏名

（乙） 住 所
氏 名（名称）
代表者氏名

(定義)

第 1 条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本作成済行政機関等匿名加工情報」とは、法第 117 条の規定により個人情報ファイル簿に記載された作成済行政機関等匿名加工情報を乙がその事業の用に供するものであって、別紙 1【作成済行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本作成済行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙 2 に定めるものをいう。

(契約期間)

第 2 条 本契約の契約期間は、契約締結の日から第 5 条第 1 項に規定する本作成済行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(行政機関等匿名加工情報の提供)

第 3 条 甲は、別紙 1 に定める本作成済行政機関等匿名加工情報を、別紙 1【作成済行政機関等匿名加工情報の提供方法】に定める方法により、乙に提供するものとする。

- 2 前項の規定により、乙が甲から本作成済行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から別紙 1【作成済行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第 4 条 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題を発見したときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

- 2 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本作成済行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して 14 日以内に、甲に対し、理由を明示して本作成済行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、●年●月●日から○年○月○日までの間、本作成済行政機関等匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。

2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本作成済行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。

3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。

一 本作成済行政機関等匿名加工情報に関する著作権は甲に帰属すること

二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本作成済行政機関等匿名加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

（受領者の義務）

第6条 乙は、第3条第1項の規定により本作成済行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から、本作成済行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

2 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。

3 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を取り扱うにあたっては、本人を識別するために本作成済行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、法第113条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。

2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

- 一 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - 二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報
 - 三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報
 - 四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。
- 4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

（契約終了後の措置等）

- 第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本作成済行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。
- 2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本作成済行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本作成済行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報を読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務づけられている場合はこの限りでない。
- 4 甲は、乙に対し、前項に従って本作成済行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。
- 5 乙は、本契約が終了した後も、本作成済行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本作成済行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

（甲による契約解除）

- 第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき。
 - 二 乙が本契約の締結に当たって、甲に対し虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき。

三 乙が法第 113 条（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）における法の委任規定を含む。）に掲げる欠格事由に該当することとなったとき。

四 乙に重大な契約違反行為があったとき。

2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本作成済行政機関等匿名加工情報に関する手数料等は返還しない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 10 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。）が、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第 11 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

（損害賠償）

第 12 条 甲は、前二条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

- 2 乙は、甲が前二条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第 13 条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 14 条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

（免責）

第 15 条 甲は、乙が本作成済行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

- 2 甲は、乙による本作成済行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

（準拠法）

第 16 条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（管轄）

第 17 条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の福岡地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、決定する。

（存続条項）

第 19 条 本契約が終了した後も、第 6 条から第 8 条まで、第 12 条、第 13 条及び第 15 条から第 18 条までについては有効に存続するものとする。

(別紙1)

1. 作成済行政機関等匿名加工情報の詳細

- (1) 作成に用いた個人情報ファイルの名称
- (2) 作成済行政機関等匿名加工情報の名称
- (3) 作成済行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（データ量）
- (4) 作成済行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容（下表のとおり。）

記録項目	情報の内容

2. 作成済行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙2)

作成済行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件

- ・ 提供された作成済行政機関等匿名加工情報について、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- ・ 提供された作成済行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- ・ 提供された作成済行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- ・ 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- ・ その他、作成済行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し甲の指示に従うこと。